

学 会 彙 報

- 2011年4月21日 西日本教育行政学会第 33 回大会プログラムの発送
- 2011年5月21日 『教育行政学研究』第 32 号の刊行
- 《研究論文》
- 公立学校における宗教的中立性の法的検討
— 科学的知識の教授による児童生徒の「信教の自由」の侵害に着目して —
延本 達也
- ロシア連邦教育政策過程におけるロシア教育アカデミーの役割
— その法的位置づけに関する基礎的考察 —
黒木 貴人
- 米国ミシガン州における教員養成アカウントビリティ制度の分析
— 連邦政府による政策の影響に着目して —
佐藤 仁
- アカウントビリティ政策下における双方向イマージョン・プログラムの成果
と学校評価の課題 — カリフォルニア州を事例として —
滝沢 潤
- 世紀転換期イギリスの学校における児童福祉政策に関する研究
— マクミランの学務委員時代の活動に着目して —
中嶋 一恵
- 2011年5月21日 西日本教育行政学会第 33 回大会開催<宮崎公立大学>
- <研究発表>
実践的指導力育成の試み — 私立短大栄養教諭養成の事例を中心に —
有吉 英樹 (東九州短期大学)

米国ミシガン州における教員養成アカウントビリティ制度の構築

— 高等教育法への対応と課程認定の改革 —

佐藤 仁 (福岡大学)

ロシア教育アカデミーの史的変遷 — 教育政策過程上の役割を中心に —

黒木 貴人 (広島大学大学院院生)

カリフォルニア州における双方向イマージョン・プログラムの
教育成果とその意義

滝沢 潤 (大阪市立大学大学院)

アメリカにおけるPISAのインパクトとガバナンス

佐々木 司 (山口大学)

地方分権改革下における教職員人事権移譲の意義と課題

— 大阪府豊能地区における取組み事例の分析を通して —

古賀 一博 (広島大学大学院)

2011年8月31日

学会ニュース第 54 号発行

『教育行政学研究』第 33 号の投稿申し込み用紙発送

2012年2月16日

西日本教育行政学会第 34 回大会案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第 2 条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究大会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第 5 条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。

第 6 条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額 6,000 円とする。

第 7 条 会員のうち、3 年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第 3 章 役 員

第 8 条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4 名）、監査（2 名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第 9 条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第 10 条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第 11 条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第 12 条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第 13 条 1) 役員の内任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員の内交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第5章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成19年5月19日）

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

- 1 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
- 2 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
- 3 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区 2 名・九州地区 2 名によって構成される。
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 40 枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 9 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿と電子データの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は 3 字を 2 画に計算する。
- 7 外国語で Abstract (500 words 以内) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

会員の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。さて、本学会紀要第 33 号が完成しましたのでお届けいたします。個人研究 4 編、共同研究 1 編の合計 5 編と充実した内容となりました。例年通り、これらの自由投稿論文は、いずれも厳正な審査を経て掲載されたものであります。昨年度の編集規程改正を受けて、今号からは従来よりも 1 本あたりの執筆分量も多くなり、会員にとっても書き応えのある学会誌となったのではないかと思います。2 年目を迎えた編集作業も順調に進み、昨年引き続き編集委員と投稿者の間で応答的査読を行いました。その「査読＝応答」の期間も比較的長くとることができ、なかには複数回にわたっての査読を実施したのもありました。投稿者も編集委員からの指摘に丁寧に対応し、それぞれが完成度の高い論文となったと思います。なお、本号の掲載論文のうち、藤本駿会員による論文は、昨年度から本学会が導入した若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）を活用した研究成果です。若手会員にはこの研究助成事業への応募にも積極的にチャレンジしていただくと同時に、中堅会員にもいっそうの積極的投稿をお願いいたします。

さて、震災の影響を含めて国レベル地方レベルを問わず教育行政を取り巻く環境が変容する兆しもあり、教育行政学が研究の対象とする領域も今後ますます多様化・細分化することが予想されます。会員におかれましては個人研究、共同研究の着実な研究の蓄積に取り組んでいただき、本会の目的にもある教育行政の研究促進に引き続きご尽力いただければ幸いです。

編集委員長 高妻 紳二郎

【『教育行政学研究』編集委員会】

委員長 高妻紳二郎（福岡大学）
委員 佐々木 司（山口大学）
委員 菅井 直也（広島文教女子大学）
委員 松原 勝敏（高松大学）

教育行政学研究

印 刷 平成 24 年 5 月 19 日
発 行 平成 24 年 5 月 19 日
発 行 者 西日本教育行政学会
〒850-8512 長崎市弥生町19番1号
長崎女子短期大学
中嶋一恵研究室内
印 刷 所 グランド印刷株式会社
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15
TEL088-622-8448

Studies on Educational Administration

- ZHANG Lei : Promotion of Food and Nutrition Education Based on the School Lunch System:
Analysis of the Making "the Fundamental Law of Food Education"
- Shun FUJIMOTO : Characteristics of Teacher Education Standards in the State of Maryland:
Focusing on the relation with NCATE and INTASC
- Kazue NAKASHIMA : Developing and Applying University Education Assessment System:
Research Conducted at a Nursery Teacher Training School
- Nobuhiko YANAGIBAYASHI : Some Consideration on The New Development of Educational Reform Strategy in United States:
Focusing on The Systemic Reform Concept and The Kentucky Education Reform Act 1990
- Kazuhiro KOGA : Current Trends in Teacher Development and Evaluation System
Taiga SAKAMOTO
Yuko FUJIMURA
Tomomi KOBAYAKAWA
Ariunjargal LKHAGVA
Takahito KUROKI
-

No.33 May 2012

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research